

松江市告示第52号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和8年2月16日

松江市長 上 定 昭 仁



路線 番号	路線名	供用開始の 起終 区 間 点 点	供用開始日	図面 番号	備考
15109	春日黒田線	松江市黒田町495番24 " " " 番25	令和8年2月 日	1	